

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正案」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行			
(略)			(略)			
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年10月25日から施行し、改正後の別表1は、令和3年10月11日から適用する。</u></p>						
別表			別表			
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金			
区分		金額	区分		金額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
処置料等	(略)	(略)	処置料等	(略)	(略)	
	妊婦等検診料等			妊婦等検診料等		
	妊婦健診料（診察・指導）	初回 1回につき	4,000	妊婦健診料（診察・指導）	初回 1回につき	4,000
	妊婦健診料（診察・指導）	1回につき	3,000	妊婦健診料（診察・指導）	1回につき	3,000

	妊婦指導料（母親学級） 1回につき	800		妊婦指導料（母親学級） 1回につき	800
	<u>妊婦指導料（オンライン母親学級）</u> （新設）	<u>1,980</u> （新設）			
	妊婦指導料（助産師外来） 1回につき	1,200		妊婦指導料（助産師外来） 1回につき	1,200
	産後健診料 1回につき	3,000		産後健診料 1回につき	3,000
	乳児検診料 1回につき	7,150		乳児検診料 1回につき	7,150
	（略）	（略）		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）			（略）		
<p>【改正理由】 産婦人科外来で実施する「オンライン母親学級」の自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。</p>					